

# 皆さんの生活を応援します

新型コロナウイルス感染症により影響を受けた市民生活と地域経済の安定を図るため、新たな支援を実施します。

## 迎春対策(初詣客分散等推進)事業

初詣の分散参詣を推進するとともに、市内の中小規模店舗(チェーン店などを除く)の売り上げ向上と会計時の非接触を目的としたキャッシュレス決済の導入を促進するため、電子マネー「PayPay」と連携したキャンペーンを実施します。  
**期間** = 令和3年1月中旬～2月中旬  
**内容** = 対象店舗でPayPayを利用するとポイントがもらえる

**ポイント付与率** = 支払金額に対して21%(1回当たり1,000円相当が上限、期間中合計で5,000円相当が上限)  
**対象店舗** = 店頭にポスター・ステッカーを掲示している店舗。1月上旬以降にPayPayアプリや市ホームページなどでも確認できます  
※くわしくは観光プロモーション課(☎20-1540)へ。

## 高齢者へのPCR検査助成事業

基礎疾患がある人や介護保険施設などに新規に入所する人を対象に、PCR検査の費用の一部を助成します。  
**対象** = 65歳以上で次のいずれかに当てはまり、検査を希望する人  
○基礎疾患(慢性閉塞性肺疾患、慢性腎臓病、糖尿病、高血圧、心血管疾患など)がある人  
○介護保険施設などに新規に入所する人

**助成期間** = 11月中旬～3月31日  
**助成額** = 2万円  
**助成回数** = 1回  
**助成方法** = 市内のPCR検査実施医療機関の窓口で助成額(2万円)を差し引いた金額を支払う  
※実施医療機関については、後日、市ホームページなどでお知らせします。くわしくは健康増進課(☎27-1111)へ。

## 医療従事者等慰労金

市内の病院・診療所・歯科診療所(保健医療機関)、訪問看護ステーション(指定訪問看護事業所)、保険薬局に勤務する医療従事者や職員に慰労金を給付します。対象の事業所には11月中旬に申請書を送付します。  
**対象** = 患者との接触を伴う業務に従事し、令和2年1月30日～10月31日のうち勤務日が10日以上ある医療従事者や職員  
**給付額**  
○新型コロナウイルス感染症患者の受け入れを行っている病院に勤務…3万円  
○市内病院や、発熱外来がありPCR検査などを実施してい

る診療所(10月31日までに県との契約締結済み)に勤務…2万円  
○そのほかの診療所・歯科診療所・訪問看護ステーション・薬局に勤務…1万円  
**申請方法** = 事業所が申請書を取りまとめ、郵送で健康増進課(〒286-0017 赤坂1-3-1)へ。すでに退職している人も対象となります。事業所を通しての申請が難しい場合は同課(☎27-1111)へ問い合わせてください  
**申請期限** = 12月11日(金)(必着)  
※くわしくは同課へ。

## 介護サービス従事者等慰労金・障がい福祉サービス従事者等慰労金

市内の介護サービス事業所や障がい福祉サービス事業所に勤務する職員に慰労金を支給します。対象の事業所には11月上旬に申請書を送付します。  
**対象** = サービス利用者との接触を伴う業務に従事し、令和2年1月30日～10月31日のうち勤務日が10日以上ある職員  
**給付額** = 1万円(新型コロナウイルス感染症の陽性者または濃厚接触者である利用者の対応をした事業所の職員は3

万円)  
**申請方法** = 事業所が申請書を取りまとめ、郵送で介護サービス事業所は高齢者福祉課(〒286-8585 花崎町760)、障がい福祉サービス事業所は障がい者福祉課へ。すでに退職している職員も対象となります。事業所を通しての申請が難しい場合は高齢者福祉課(☎20-1537)または障がい者福祉課(☎20-1539)へ問い合わせてください  
※くわしくは各担当課へ。

## 障がい者工賃応援金

新型コロナウイルス感染症の影響による生産活動の縮小に伴い、工賃が一定程度減少した就労継続支援B型事業所に通所している利用者に応援金を給付します。対象の事業所には申請書を送付します。  
**対象** = 就労継続支援B型事業所へ通所している人  
**給付額** = 4～9月の工賃で、前年の8割分の工賃と比較して

減少した額(月額1万円が上限)  
**申請方法** = 事業所が申請書を取りまとめ、郵送で障がい者福祉課(〒286-8585 花崎町760)へ  
※通所者の工賃維持を行った市内の就労継続支援B型事業所には別途助成します。くわしくは同課(☎20-1539)へ。